


<p style="text-align: center;">岡山県公報</p>	<p style="text-align: center;">目次</p>	<p style="text-align: center;">○ 岡山県議会委員会条例の一部を改正する 条例 【条例例】</p> <p style="text-align: center;">○ 公布した条例の解説 【解説】</p>
<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>	<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>	<p style="text-align: center;">議会事務局議事課</p> <p style="text-align: center;">総務学事課</p>
	<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>		

平成27年5月15日 岡山県公報 号外

岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年五月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十四号

岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例

岡山県議会委員会条例（平成四年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第四号中「十人」を「九人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(解説)

◎ 岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例について
議員の定数の減少に伴い、常任委員会の委員の定数を改めたものである。